

平成27年11月20日

保育検討協議会委員

大塚和彦

小金井市の今後の保育事業体制の在り方に関する意見及び要望事項等

1 確認事項

(1) 前回会議の場で、会長メモの項目2の(4)「市が保有する保育施設の維持管理に向けた対応」について、という検討項目に関して、私からの質問として、この文章全体の意味が不鮮明で、再度分かりやすいご説明を頂くようお願いをしましたが、本日現在、これを頂いておりません。

例えば、“現在、施設白書に基づき、経年変化による老朽化対策はもとより、良好な保育環境を提供するための対策を進めているところである。ただ、平成27年度より施行された子ども子育て支援新制度により、施設整備費を含む保育所の運営費は交付税による一般財源化された。こうした状況に対して、市は地方自治体が施設整備を行う場合には多額の財政支出を伴うこととなり、今後は他の方法による財源確保なども検討の上、保育施設の維持管理に係る対応を検討する必要があるとの認識を持つ。“とありますが、市の認識としてこれは具体的にどのような内容のことでしょうか？

(2) 平成27年度の新制度によって市が新たな財源措置を講じなければならない大きな制度変更があったということであれば、その内容をご教示いただけないでしょうか？ どうも理解力不足で申し訳ありませんが、ここの部分は財政面からの保育事業の在り方を考える上では大変重要な情報と思いますので、繰り返し質問させていただきます。

(3) これに続く文章で、“但し、保育施設の維持管理については、公立民間を問わず多額の経費が必要であり、市が負担する額の多寡によって子どもたちや保護者に不利益が生じることがあってはならない。”という記述がありますが、この意味もよく分かりません。上記との関係も含め、この文章ではどのようなことが論じられているのか、恐縮ながら解説をいただきたいと思えます。

(4) さらに、これに続く文章中で述べられている箇所において、“「公立保育所の果たしていくべき役割」「運営方式の見直し」については、すでに「児童福祉審議会」や「小金井市第3次行財政改革大綱」、「保育業務の総合的見直しについて」「公立保育所の役割について(案)」等において、具体的な検討がなされており、特に、小金井市公立保育園運営協議会や、市と職員団体との協議体でも具体的に議論されているところである。”

という記述がありますが、この点に関しては、私の10月9日付け意見書（第6回会議の前に提出）の中でも触れていますが、単に他の協議体で議論された、あるいは、されているというだけで、本協議会で検討する必要はないということではないはずです。

他の協議体で何が議論され、どのような結論がどのような理由によって出されたかを理解した上で、現在それに該当しない状況があれば、これは本協議会でも検討すべきであるというのが私の意見です。

特に、現在の小金井市の保育事業体制のベースになっていると思われる児童福祉審議会の答申内容と現状との比較をすることで、現在我々が何をしたらよいかを考えるべきだと思います。（他の協議体では、保育に関しこの審議会答申ほど具体的に対応を検討し結論を出した事例は見当たりません。）

この答申内容の要点をもう一度確認し、当時と現在の内外の環境条件の違いを理解することによって、現在我々が検討すべき状況を確認すべきであると思います。

2 要望事項等

(1) 小金井市の公立保育園民営化を検討する際に、参考とすべき事例としては、上記の児童福祉審議会答申内容に加えて、近隣他市の民営化の進め方、実施状況について、その詳細を知ることが有益であると思います。

これまでの会議の場で何回かその概要について意見を申し述べ、又意見書に於いてもその内容や事例を述べてまいりました。前回、私の意見書に関連して石原委員からも国分寺市の民営化状況についてのご質問などもありました。他市の参考事例を理解したうえで、小金井市の今後の保育事業体制を検討することは、大変意味のあることと考え、以下に要点を述べたいと思います。

(2) 現在市が抱えている市独自の施設の長期的維持管理や建替えという将来的な大きな負担に加えて、足元の待機児童解消対策や保育ニーズの多様化への対応等々、財政面での困難をどうやって、克服したら良いのかということを考えて時、私たちは、自分たちが現在良ければよい、現在の状態をこの先もずっと続けたいという、考え方ではなく、全体の中で、将来を見据えて最も効率的にこの課題に対処する方法はないか、必死に解決策を考えなければなりません。

(3) その時、同じような状況にある近隣の他市はどんな解決策を考えたのか、当然貴重な参考事例として、我々が現実的対策を考える際の参考にすべきであります。この問題の解決は当然、市長や議会だけでなく担当部局も含めた、行政の責任ではありますが、一般市民としても、他人事とは言っておれない極めて重要な問題だと認識しています。

3 他市の民営化参考事例

(1) 先ず、隣の国分寺市の例です。これは、先日提出した意見書と前回会議でその概要の一端を説明しましたので、繰り返しは避けませんが、計画策定（平成23年9月）から、民設民営化完了（平成32年）まで約9年かかる予定が組まれております。先日の真木委員のお話でも、実際に経験された小平市の民営化も計画から実施まで8年かかったということでした。

国分寺市の事例では、公立園の数を7ないし8から3つに特化集約し3つの地域に公立園を1園ずつ配置し、同時に公立園に公立園ならでの新たな役割を付加して市と公民全体の連携のシステムを構築したのが特徴だと思います。

その発想は、公立園の良さと特徴を生かし、積極的に公立園を残す計画であったということです。（公民連携を強化するため、公立園3園の内2園は、公設民営園として、公と民とのお互いの理解や連携を深める方策を採用したようです。）

○ 公立保育所民営化計画の前提条件としては、次の3つがあげられています。

- (A) 保育士等の退職者は原則として不補充を前提とする
- (B) 施設の老朽化及び保育士等の退職者数の見込みに対応した計画とする
- (C) 平成32年度において、市直営の保育士は正規職員となることを基本とする。

○ 民営化計画のスケジュール

民営化準備1年目	保護者参加による民営化ガイドライン作成
“ 2年目	事業者選定基準の作成及び事業者選定
“ 3年目	保育の引き継ぎ（1年目の引き継ぎ期間）

尚、民営化ガイドラインは各民営化対象の保育園毎に作成されており、

（平成26年12月ほんだ保育園）骨子は、保護者及び市民に広く情報提供、民営化後の保育サービスの三者協議会（保護者、市、法人）、運営開始6カ月後に良好な運営状況確認の上本格導入とする。設備の確認、法人募集条件、選定委員会設置、法人の選定基準、保育の方法、園の運営と評価法、職員配置、引き継ぎ移行後の市の責任等々詳細を規定、法人決定と発表は民営化移行の1年前までに行う他、（法人が選定実施水準を満たさない場合は、法人決定まで現状の公設公営を継続する条件付き）等々となっています。

(2) 次に、国分寺市以外に小金井市と境を接する近隣、府中市と武蔵野市の民営化の概要を紹介すると、奇しくも、府中市の民営化の方針は、当市の保育検討協議会と市名以外は全く同じ名称の保育検討協議会において行われ、設置要綱の検討事項も当市と全く同じ内容で討議がされ、平成24年10月から平成25年3月までの半年間、8回の

会議を経て概要次のような報告がなされました。

1) 市内の保育所の設置主体に応じた保育の現状の分析

- ① 公立と民間のそれぞれ特徴別現状分析（詳細は省く）
- ② 公立保育所には機能を充実させ、公立ならではのサービスの提供を要請

2) 地域における子育て支援に関する事項（省略）

3) 市が設置する保育所の管理運営の効率化に関する事項

（ここでは、市への要望事項として次のことが述べられている）

保育事業関連経費が年々増加し市税の減少傾向続く中、保育、子育てサービスの質と量をもとに下げることなく、現状や将来的な課題に対応するための方策として、一部の公立保育所について民間活力を導入（民営化）し、併せて公立保育所の機能を重点集約化することによって、全体として市の保育、子育てサービスを社会の要請にふさわしく活性化させることは、妥当性があると考える。

但し、民間活力の導入（民営化）については、それ自体を危惧する意見もあることに鑑み、市が民営化を進める際には、以下の事項に十分に配慮することを強く求めます。

（要請事項として）

- ① 重点化及び民間移行の対象施設の選定に地域性を重視すること
- ② 導入に当たり検証、評価法の改善、および 児童、保護者、保育者の最善の利益を充分考慮すること

その他

（付帯意見）

- ① 新制度に関わる情報周知徹底、研修や連携体制などの強化をすること
- ② 利用者負担（保育料）の見直しを行うこと
- ③ 公立園と民間園の職員給与、賃金に格差が存在するので、格差是正に取り組むこと
- ④ その他

この報告書に基づいて府中市は25年8月に民間活力導入ガイドラインを作成、26年1月には今後の保育行政の在り方に関する基本方針を発表した。その中で具体的取り組みとして、公立保育所の重点集約化と民間活力の積極的な活用の詳細な計画を作成提示した。

（府中市では、平成11年度、今から16年前に、最初の保育検討協議会を立ち上げ公立園への民間活力導入の検討を開始し、他市の動向や先行事例に基づき、その効果や影響に就いて研究を重ねてきた。平成24年度には一部の公立保育所における民間活力の導入を決定し、その経過を経て現在に至っている。と経過説明がなされている。）

財政面については、公立園と民間園の運営費として市負担額は100名規模の認可保育所で年間約5,400万円公立園の方が負担が大きいと分析。更に施設整備費について

も小金井市の資料説明と同様、民間園であれば、国の負担が2分の1、都の負担4分の1、市の負担4分の1となっている。(公立園であれば100%市の負担)

市の財政改革の重点方針は、歳入に就いては、新たな財源確保と受益者負担の適正化、歳出では人件費抑制と、職員数の適正化等が謳われている。

公立園の重点集約化

公立15園を6つの地域に1園ずつの公立6園体制に移行する。

15園の内、9園を民設民営化する。 理由は、建物管理面で運営主体の自主性向上への期待と、公共施設マネジメント基本方針に従い、公共施設の総量抑制、圧縮の方策に基づき、施設建物を民間業者に譲渡する方式を選択。

民間保育園に対する運営費の一部見直し

民間保育園に対する運営費の内、市単独補助分(私立保育園振興費)については給与改善の視点を持つと共に、本方針に基づく民間保育園の役割に基づき、施策推進のインセンティブを供与する仕組みとするため、運用方法を含めた制度体系の見直しを進める。

その他、保育の質、水準向上と利用者支援の詳しい施策が盛り込まれています。

(3) 武蔵野市の事例

新武蔵野方式と銘打って改革が実施されました。

平成22年に公立保育園の設置、運営主体変更に関する基本方針を決定。

市は、当初運営主体の変更を主として計画立案したが、より多くの財源を生み出すため設置主体を変更することを決め、生み出された財源をもとに待機児童対策他保育事業の質とサービスの拡充を行う方針を発表。

平成23年から25年にかけて公立保育園9園のうち5園を民設民営化し、残り4園は地域をJR3駅エリアに分けて2, 1, 1園で配置する計画を実施済みです。

4 意見のまとめ

今回、上記3市はいずれも、公立園の役割を重視し、今後の市の保育事業全体の向上発展の核として政策的に公立園を残す(基幹園として)方式を選択した事例を参考として取り上げました。

小金井市の場合には、これまでの当協議会の議論を通じて感じたことですが、公、民、ともに素晴らしい保育が提供できるのであれば、敢えて公設、民設での役割分担という線引きをせずに、少ない負担で良質なサービスを提供できる主体が保育園を運営すべきであるというマジョリティー市民感覚に基づき、園児一人当たり年間50-60万円も安い民設園に運営を全て移行して行くという考え方も採用できなくもありません。

ただ、私の意見としては、小金井市も公立園の特性、特長を活かしつつ、一部の園は積極的に残し、幼児虐待やネグレクトなどより困難なケースの受け皿として役割を担ってもらうことで、公私連携の運営方式の実現に向けて、いわば小金井市にふさわしい小金井方式を行政で鋭意検討、計画されることを強く求めたいと思います。

繰り返しになりますが、保育園の民営化はこれから生まれてくる子供たちの為にも今決断しなければならないと考えます。その上で、影響を最小限にとどめる知恵を出し合うべきです。

なお、小金井市が公立保育園の民営化を行う場合のやり方としては、初めから民設民営化保育園が良いのではないかと思います。そのように考える理由は、先日提出した意見書の財政効果に関する項目で説明しているので、省略します。

以上